

マイナンバーカードの「健康保険証」機能について

2021年10月20日から、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートしました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには**利用申込が必要**ですが、マイナポータルやセブン銀行ATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで簡単に申込が可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として使用することで、通常を受診はもちろん、医療費が高額になった際に自己負担を軽減するための「限度額適用認定証」や高齢受給者証の提示が不要になるなどのメリットもあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用施設を検索できるサイトはこちら

[お医者さんガイド（株式会社セットアップ）](#)
[Caloo 病院口コミ検索サイト（カルー株式会社）](#)
[e-NAVITA（表示灯株式会社）](#)
[病院なび（株式会社eヘルスケア）](#)

マイナポータル（利用申込）

https://myrna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

被保険者証（健康保険証）

- 当健保の資格を取得された方や被扶養者として認定した方には健康保険証を交付いたします。
- 健康保険証は、**他人に貸与することはできません**。貸した場合や借りて使用するのは詐欺行為です。
- 健康保険証の有効期間は「資格が無くなった日」または「要件を満たさなくなった日」です。健康保険証は**速やかに返納**してください。

返納せずに健康保険証を使用された場合は、**医療費を全額負担**していただきます。資格のない方や要件を満たさない方が健康保険証を使用するのは詐欺行為です。**悪質な場合は詐欺罪**に問われます。

新規交付	入社	<ul style="list-style-type: none">・ 特別な場合を除き入社後、数日で発行いたします。・ マイナンバーを事業主に提出してください。マイナンバーカードに連携いたします。
	扶養認定	<ul style="list-style-type: none">・ 「被扶養者異動届(認定)」と 証明書類 をご提出ください。・ マイナンバーを事業主に提出してください。認定後、マイナンバーカードに連携いたします。
紛失・滅失	申請	<ul style="list-style-type: none">・ 健康保険証を紛失・滅失した場合は「再交付申請書」を提出してください。手続きには再交付手数料の振込明細が必要です。・ マイナンバーカードは、引き続き健康保険証として使用できます。
棄損	申請	<ul style="list-style-type: none">・ 保険証の券面が判読できなくなった場合や割れた場合などは、棄損した保険証を添えて「再交付申請書」を提出してください。・ マイナンバーカードは、引き続き健康保険証として使用できます。
滅失・返不能	申請	退職や雇用条件の変更で当健保の資格を失うときや再雇用で所属会社が変わるときは、健康保険証を返納しなければなりません。健康保険証を紛失・滅失していて返納することができない場合は「滅失・返不能届」を提出してください。
住所変更	申請	健康保険証の裏面の住所記入欄には実際に居住している住所を記入します。この欄は、 ご自身で記入・訂正することができます 。 別途、健保組合へ「住所変更届」を提出してください。
健康保険証の記載内容変更		健康保険証に記載された内容が戸籍と異なる場合は、 事業主を通じて変更依頼 をお願いします。 ただし、漢字についてはマイナンバーカードと同様に設定しておりますので旧字体など使用できない場合があります。